

第 471 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 4 年 8 月 23 日（火） 10:00～

岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

島田室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日は、御多用のところ第 471 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、労働者側委員の奥村委員が御欠席されておりますが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としており、5 名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは、ここからは会長に進行をお願いいたします。</p>
浅井会長	<p>これより第 471 回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題 1 「岐阜県最低賃金の改正決定に係る岐阜地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の対応について」です。</p> <p>異議の申出状況について、事務局から報告してください。</p>
安藤指導官	<p>8 月 5 日の審議会において、岐阜県最低賃金の改正決定について答申をいただき、同日「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出」に係る公示をいたしましたところ、8 月 19 日付けで岐阜県労働組合総連合と生協労連コープぎふ労働組合から、8 月 22 日付けで全日本建設交運一般労働組合岐阜県本部から、それぞれ異議申出書が提出されましたので読み上げます。</p>

安藤指導官	<p>岐阜県労働組合総連合は資料 1 ページを、生協労連コープぎふ労働組合は資料 5 ページを、全日本建設交運一般労働組合岐阜県本部は資料 9 ページを御覧ください。</p> <p>(異議申出書を朗読)</p>
浅井会長	<p>ただいまの事務局からの説明のとおり、8月5日付け当審議会における答申について異議申出がありましたので、その対応について大地労働局長から諮問を受けることとします。</p>
大地局長	<p>(諮問文を朗読し、浅井会長に諮問文を手渡す)</p> <p>よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>(諮問文の写しを配付)</p>
浅井会長	<p>それでは、今回の異議申出について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思えます。</p> <p>まず、労働者側委員からお願いします。</p>
隣垣委員	<p>意見書の中で奥村委員が反対された理由について述べられていますのでお答えします。奥村委員におかれましては、地域間格差に対する懸念を表明したかったことを理由に審議会で反対したと聞いておりますので御報告いたします。</p> <p>答申の内容は専門部会また審議会で真摯に検討された結果だと思っております。今回異議申立が出ましたけど、再審は必要ないと思っております。</p>
浅井会長	<p>次に、使用者側委員の御意見を伺います。</p>

安藤委員	<p>異議申立の中身を解説させていただきますとそれぞれのお立場でいろいろな御意見があると痛感させていただきましたが、本年度審議会の結果につきましては、ただいま労働者側委員からも御意見がありましたように審議会の中でそれぞれ真摯な立場で議論したものと思っております。その結果を優先させていただきたいと思います。</p>
浅井会長	<p>ただいま、双方から御意見をお伺いしましたが、先の答申を変更すべきとの意見はありませんでした。 「8月5日付け答申のとおり」ということで、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
浅井会長	<p>異議が無いということですので、「8月5日付け答申のとおり。」といたします。 事務局で答申案を準備してください。</p>
事務局	<p>(答申案を準備し配布)</p>
浅井会長	<p>答申案を読み上げてください。</p>
安藤指導官	<p>(答申案を朗読)</p>
浅井会長	<p>ただいま読み上げられた案のとおり答申するということで、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
浅井会長	<p>事務局で答申文を用意してください。</p>

安藤指導官	(会長に答申文を手渡す)
浅井会長	では、答申します。 (朗読せず、局長に答申文を手渡す)
大地局長	ただいま、答申をいただきましたので、一言御礼を申し上げます。 各委員の皆様方には、お忙しい中御審議をいただき、誠にありがとうございました。 直ちに改正決定の手続きに入り、周知徹底と履行確保に万全を期したいと考えております。 ありがとうございました。
浅井会長	それでは、議事を続けます。 議題2「その他」 について、事務局から何かありますか。
島田室長	特に予定している議題はありません。 ただいま「8月5日付け答申のとおり岐阜県最低賃金を改正決定することが適当である。」との答申をいただきましたので、9月1日に官報公示、10月1日に改正発効ということで手続きを進めます。 以上です。
浅井会長	それでは、本日の審議会はこれもちまして閉会といたします。